

鳥取縣公報

規則

昭和二十六年六月一日
号外 金曜日

本書ノ大キサハ國定格A五判

律第百七十八号)を「規則」とは漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)をいう。

(建造、改造及び転用許可申請の手続)

第二條 法第三條の二第一項及び第二項の規定による許可を受けようとする者は規則第二條第一項及び第二項の書類の外次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、建造の場合につては

（一）被代船処分誓約書又は承諾書

（二）被代船の船令が満十年に満たないときは当該被代船が眞に使用に耐えないと証する船籍港を所轄する市町村長の證明書（以下「被代船使用不能證明書」という。）

（三）推進機関が中古機関である場合はその経歴書（以下「機関経歴書」という。）

附則

第一章 総則

第一條 この細則で「法」とは漁船法（昭和二十五年法

（用語）

第二章 漁船の建造調整（第二條—第七條）

第三章 漁船の登録（第八條—第十七條）

目次

◆鳥取縣漁船法施行細則を次のように定める。

昭和二十六年六月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣漁船法施行細則

第一章 総則（第一條）

第二章 漁船の建造調整（第二條—第七條）

第三章 漁船の登録（第八條—第十七條）

附則

第一章 総則

鳥取縣公報

毎週火曜日発行（休日ニ當ル）

昭和二十六年六月

一 日

（昭和四年四月十五日）

一

（第三種郵便物認可）

四 鳥取縣漁業取締規則（昭和二十五年三月鳥取県規則第十九号）第一條に掲げる許可漁業（第三條に掲げるものを除く）に從事しようとする動力漁船にあつてはその許可申請書の寫

一、改造の場合にあつては

(1) 被代船処分誓約書又は承諾書（補充トシ数の必要の場合）

(2) 機関の経歴書

二、転用の場合にあつては

(1) 被代船処分誓約書又は承諾書

(2) 転用船舶の原簿謄本又は船鑑札台帳謄本

(3) 被代船使用不能証明書

2、前項各号の被代船処分誓約書又は承諾書とは當該被代船が申請者の所有にかかるときは様式第一号による

誓約書、他人の所有にかかるときは様式第一号による承諾書をいう。

第三條 法第三條の二第三項の申請書に記載する同項第三

三号の漁業種類は當該許可にかかる漁船が從事しよう

とする漁業につき主業及び副業に分ち記入するものとする。
第四條 法第三條の二第八項の規定により主たる根拠地を変更することによつて新たに同條第一項又は第二項の規定による許可の申請をする場合には規則第二條第二項及び第三條第二項に掲げる書類の外変更前の許可二項及び第三條第二項に掲げる書類の外変更前の許可の通知書を添付しなければならない。
(建造、改造、転用及び変更許可)

第五條 法第三條の二第五項の規定により知事が申請者に対しして發する許可の通知書は建造の場合にあつては様式第三号改造の場合にあつては様式第四号転用の場合にあつては様式第五号による。

2、法第三條の二第七項の規定により知事が申請者に対して發する許可の通知書は様式第六号による。
(報告手続)

第六條 法第七條の規定による知事にする完了報告は建造の場合にあつては進水したとき、改造の場合にあつては工事完成したとき、転用の場合にあつては転用可

能となつたとき様式第七号により報告するものとする。

(認定の手続)

第七條 法第三條の二の規定による知事の許可にかかる

動力漁船についての法第七條の二の規定による知事の

認定はあらかじめ當該認定を受けようとする者に対し

知事が定めて通知した場所及び期日において行うもの

とする。

2、法第三條の二の規定により知事の許可を受けた者は當該許可にかかる動力漁船がしん工し、又は改造工

事が完成する予定期日の二週間前までに當該予定期日並びに法第七條の二の規定による認定を受けようとす

る場所及び期日を様式第八号により知事に届け出なければならぬ。

3、知事は第一項の場所及び期日を定める場合には前項の届け出にかかる事項を參しやくするものとする。

4、知事はその許可にかかる動力漁船につき法第七條の二の規定による認定をしたときはその職員に當該認定を受けた者に對し様式第九号による認定通知書を交付

させるものとする。

第三章 漁船の登録

(登録申請の手続)

第八條 法第九條第二項の申請書に記載する同項第十三

号の漁業種類は當該申請にかかる漁船が從事しようと

する漁業につき主業及び副業に分つて記入するものとし、その漁業が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）又は同法に基く命令等により農林大臣又は知事

の許可を要する漁業に該当する場合にあつては、その漁業を主とし農林大臣及び知事の許可を要する漁業併せ從事する場合にあつては農林大臣の許可を要する漁業を主とするものとする。

第九條 法第九條第二項の申請書には規則第九條第二項及び第四項に掲げる書類の外次の書類を添付しなけれ

ばならない。

1、総トン数二十トン未満の漁船にあつては、その所

有権の得喪変更を証する様式第十号による漁船取得

二、漁業法第五十四條及び第六十五條の規定により許可を要する漁業に從事する場合はその起業認可書の寫。

起業認可を要しない許可漁業にあつては、その許可申請書の寫。

申請書の寫。

三、法第三條の二第一項第三号及び同條第二項の規定により知事の許可を受けた動力漁船にあつては第七條第四項による認定書。

2、規則第九條第四項の規定による登録票を返納したことを証する書面とは、まつ消した漁船の登録謄本とする。

(漁船の測度)

第十條 法第三條の二第一項第三号及び同條第二項の規定により知事の許可を受けた動力漁船が進水したとき、改造成事が完成したとき、又は転用可能となつたときは様式第一号による漁船積量測度の申請書を知事に提出し積量の測度を受けなければならぬ。

無動力漁船が進水したとき、改造成したとき若しくは転用したときについても又同じ。

(登録謄本の交付手続)

第十四條 法第十八條の規定による謄本の交付を受けようとする者は様式第十六号による申請書を提出しなければならない。

(登録票の返納の手続)

第十五條 法第十七條第一項の規定による登録票を返納しようとする者は様式第十七号による届書に添付して返納しなければならない。

2、法第十七條但書に規定する正当な事由により登録票を返納することができないときは様式第十八号による届書にその事実を証する書面を添付しなければならない。

(手数料の納付)

第十六條 規則第十四條第一項の規定による手数料は登録(相続、変更の登録を含む)にあつてはその登録條件が具備したとき、再交付検認及び謄本にあづては申請したときに鳥取県会計規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号)第二十三條の規定による納額告知

第十一條 法第十四條第一項の規定による変更の登録をしようとする者は様式第十二号による申請書を提出しなければならない。

(登録票再交付申請の手続)

第十二條 規則第十一條第一項の規定による登録票の再交付を受けようとする者は様式第十三号による申請書を提出しなければならない。

(検認の手続)

第十三條 法第十一條の二の規定による検認の申請は規則第十一條の二第一項の規定により知事が指定した期日の三週間前までに様式第十四号による検認申請書を提出しなければならない。

2、知事は前項の申請があつたときは検認の場所及び期日を当該申請者に通知するものとする。

3、知事は漁船及び登録票について検認したときは当該漁船の船首材に様式第十五号による焼印を押すものとする。但し無動力漁船にあつてはこの限りでない。

- 1、この細則は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日から適用する。
- 2、漁船法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十六年農林省令第十六号)附則第二項の規定に基づく最初の検認の期日は別に告示する。

様式第一号

漁船解て、(又は転用)誓約書

一、漁船登録番号

二、船名

三、総トン数並びに主要寸法

四、機関の種類及び馬力数

五、漁業種類
六、進水年月日

鳥取縣知事 殿
所有者住所氏名
印

七、登錄票交付年月日

丸（総トン 馬力）の被代船といたし、新造船がしゆん工（改造工事完成、転用可能）と同時に解て、（貨物船等に転用するものはその旨記入のこと）漁船として使用せず漁船登録をまつ消することを誓約する

と共に、この手続を怠つたため漁船法第十六條の規定により漁船登録を取り消されても何等の異議を申し立てません。

又万一他人がその船を漁船として再び漁船登録を申

請するようなことがあつた場合にも、同法の規定により登録を拒否されても、私が責任をもつて異議の申し立てをさせません。

右を條件として新造船がしゆん工（改造工事完成、転用可能）するまで右漁船を使用することを承認願います。

七、登錄票交付年月日

右漁船は今般何某が建造（転用、改造）許可を申請した何丸（総トン 馬力）の被代船とし、新造船がしゆん工と（改造工事完成、転用可能）同時に解て、（貨物船に転用の場合はその旨記入のこと）し、漁船として使用せず漁船登録をまつ消することを誓約する

様式第二号

漁船解て、（転用）承諾書

一、漁船登録番号

二、船名

三、総トン数並びに主要寸法

四、機関の種類及び馬力數

五、漁業の種類

六、進水年月日

昭和年月日附で申請の漁船建造の件は左記の通り許可する。

と共に、この手続を怠つたため漁船法第十六條の規定により漁船登録を取り消されても何等の異議を申し立てません。

又万一他人がその船を漁船として再び漁船登録を申請するようなことかあつた場合にも同法の規定により登録を拒否されても、私が責任をもつて異議を申し立てさせません。

右を條件として新造船のしゆん工（改造工事完成、転用可能）するまで右漁船を使用することを承認願います。

年 月 日

所有者氏名

印

鳥取縣知事 殿

註 他人の漁船を被代船とする場合

様式第三号（用紙の大きさは日本標準規格B列4とす。）

鳥取縣指令受水第 号

申請者住所氏名

様式第四号（用紙の大きさは日本標準規格B列4とす。）

鳥取縣公報

号

外 昭和二十六年六月一日

（第三種郵便物認可）

七

01004

鳥取縣指令受水第 号

申請者住所氏名

昭和 年 月 日附で申請の漁船改造の件は左記の
通り許可する。

昭和 年 月 日

8、造機工場の名	9、機関の種類及 び馬力数 シリンドラーの 数及び徑
記	

様式第五号 (用紙の大きさは日本標準規格B列4とす。)
鳥取縣指令受水第 号

申請者住所氏名

昭和 年 月 日附で申請の漁船転用の件は左記の
通り許可する。

昭和 年 月 日

事 項	改 造 前	改 造 後
1、船 名		
2、漁業種類又は 用途		
3、操業区域		
4、主たる根拠地		
5、計画総トン数		
6、主要寸法		
7、造船所の所在 地及び名称		

記
一、許可番号
一、氏名又は名称
一、船名
一、漁業種類又は用途

事 項	改 造 前	改 造 後
1、船 名		
2、漁業種類又は 用途		
3、操業区域		
4、主たる根拠地		
5、計画総トン数		
6、主要寸法		
7、造船所の所在 地及び名称		

01005

一、操業区域	
一、主たる根拠地	
一、計画総トン数	
一、船舶の長さ巾及び深さ	
一、造船所の名称及び所在地	
一、機関の製作所種類及び馬力數	
一、許可の條件	

様式第六号 (用紙の大きさは日本標準規格B列4とす。)

鳥取縣指令受水第 号

申請者住所氏名

昭和 年 月 日附で申請の漁船変更の件は左記の
通り許可する。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記
一、許可番号

一、氏名又は名称

様式第七号
一、許可條件

漁船進水(改造工事完成、転用可能)報告書

一、建造(改造、転用)許可の番号及び年月日

二、船名

01006

三、漁業種類又は用途

四、許可の総トン数及び馬力数
五、起工、進水、しゅん工年月日
六、造船所名、並びに造機工場名

右の通り工事が完了しましたから漁船法第七條の規定により報告します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿
申請者住所氏名

印

様式第八号

漁船認定届

一、認定を受けようとする場所

昭和年月日進水(改造工事完成、転用可能)
予定の 丸を漁船法第七條の二の規定により認定を

受けたく御届します。

様式第九号 漁船認定通知書

01007

建造(改造)許可番号及び年月日			
許可を受けたものの氏名又は名称及び住所			
船、名 丸			
項目	許可事項	認定事項	備考
漁業種類又は用途			
操業区域			
主たる根拠地			
船体	T 長さ 巾 深さ 造船所の名称及び所在地	M. M. M. M.	
推進機関	種類 馬力数 シリンダーの数及び直徑	巾 mm	巾 mm
特殊設備及び性能			

この漁船は、上記の通り漁船法第七條の二の規定による鳥取県知事の認定があつたので鳥取県漁船法施行細則第七條第四項の規定により通知する。

昭和 年 月 日

認定番号

鳥取県農林部水産課長 職名 氏名 印

認定に従事した職員	職名	氏名	印
認定場所		認定年月日	

(用紙の大きさは日本標準規格B5とする。)

年 月 日
申請者住所氏名
印

年 月 日
申請者住所氏名
印

01008

様式第十号

漁船取得届

一、登録番号

二、船名

三、旧所有者住所氏名

四、総トン数並びに機関の種類馬力数

五、造船工場の名称

六、造船所の名称及び所在地

七、取得の事由

右の漁船をにより取得致しましたから御届します。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名

印

様式第十一号

漁船測度申請書

一、測度を受けたい場所

昭和 年 月 日

申請者住所氏名

印

様式第十二号

漁船変更登録申請書

変更前

変更後

一、漁船登録番号

二、船名

三、総トン数

四、主要寸法

五、機関の種類

六、シリンダーの

七、馬力数

八、數及び直徑

九、機関工場の名

十、燃料の種類

九、式無線電波の型
式又は空中電力十、使用者の氏名
十一名称十二、使用者の住所
十二、氏名十三、主たる根拠地
十三、漁業の種類又
は用途

十四、変更の事由

右により変更の登録を受けたいから漁船法第十四条の規定により申請します。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名

印

様式第十四号

登録漁船検認申請書

一、漁船登録番号

二、船名

三、検認を受ける希望の場所及び期日

様式第十三号

鳥取県知事 殿

漁船登録票再交付申請書

二、船名

印

鳥取県知事

殿

申請者住所氏名

印

様式第十五号

鳥 檢
直徑三センチメートル

漁船原簿謄本交付申請書

- 一、交付を受けようとする漁船の登録番号
二、船名
三、所有者氏名
四、交付を受けようとする事由
五、まつ消の詳細な事由

右により漁船登録の効力を失いましたので漁船法第十五條の規定により別紙登録票を添付し御届します。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名 印

鳥取県知事 殿
申請者住所氏名 印

様式第十八号

漁船登録票不納届

二、船名
一、登録番号

三、総トン数機関の種類及び馬力数
四、漁業種類

五、登録票が返納できない詳細な事由

鳥取県知事 殿
申請者住所氏名 印
漁船登録まつ消届

様式第十七号

- 右の通り交付を受けました漁船登録票が滅失（沈没行方不明）のため返納できませんので別紙証明書を添えて御届します。
- 昭和 年 月 日
- 申請者住所氏名 印

（農地等の耕作権移動報告）

第四條 市町村委員会農地調整法施行令（以下令と称する。）第二條第二項の規定による承認申請を処理したときは、様式第四号により、その状況を知事に報告しなければならない。

第七條を次のように改める。

（令第四條の証明書交付）

第五條 令第四條に規定する書面の交付を受けようとするとときは、様式第五号による申請書を市町村委員会に提出しなければならない。

2、前項の書面は様式第六号によらなければならない。

3、市町村委員会第一項の規定による申請を処理したときは、様式第七号により、その状況を知事に報告しなければならない。

第八條を削る。

第九條を次のように改める。

（五十坪未満等の承認報告）

第六條 市町村委員会第五條第一項第六号の規定に基く

農地調整法施行細則中改正規則

第二條中「市町村農地委員会（以下市町村委員会と称する。）」を「市町村農業委員会（以下市町村委員会と称する。）」に改める。

第四條及び第五條を削る。

第六條を次のように改める。

01012

昭和二十一年農林省告示第百四十三号第二号の規定による申請を処理し、又は認定したときは、様式第八号

により、その状況を知事に報告しなければならない。

第十條を第七條とし、同條中「様式第十五号」を「様式

第九号」に改める。

第十一條から第十六條までを削る。

第十七條を次のように改める。

(小作地返還承認報告)

第八條 市町村委員会法第九條第三項の規定による申請を処理したときは、様式第十号により、その状況を知事に報告しなければならない。

第十八條及び第十九條を削る。

第十九條を次のように改める。

(小作牧野等の返還承認報告)

第九條 市町村委員会法第十四條ノ二において準用する

同法第九條第三項の規定による申請を処理したときは、様式第十一号により、その状況を知事に報告しなければならない。

第二十一條を次のように改める。

(使用権設定承認等の報告)

第十條 市町村委員会法第十四條ノ三第一項の規定による承認若しくは第十四条ノ三第三項の規定による裁定の申請を処理したときは、様式第十二号により、その状況を知事に報告しなければならない。

第十二條を第十一條とし、同條中「様式第三十一号」を「様式第十三号」に改める。

第二十三條を第十二條とし、同條中「様式第三十二号」を「様式第十四号」に改める。

第二十四條を第十三條とし、同條中「様式第三十二号」は第三十八号」を「様式第十四号又は第十五号」に改める。

第二十二條を第十一條とし、同條中「様式第三十一号」を「様式第十三号」に改める。

第二十一条を第十三條から第三十五條までを削る。

第二十一条を「第十七條及び第二十條」を「第八條及び第九條」に、第三項を次のように改める。

第三十二條を第十三條から第三十五條までを削る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條を「第十七條及び第二十條」を「第八條及び第九條」に、第三項を次のように改める。

主要食糧販売業者並びに米穀とう精業者の聽聞規則

第一條 食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第五條ノ三第二項による聽聞は法令に定めるものゝ外この規則によつて行う。

第二條 聽聞会は知事又は知事が指定した者が議長として主宰する。

2、知事は必要と認めるときは他の行政庁の職員或は学生経験ある者に出席を依頼してその意見を聞くことができる。

3、聽聞を受ける者又はその代理人が聽聞会に出席しない場合は当該人の供述書があるときはその供述書及び調査を行つた行政庁の職員が記名なつ印した調査書の朗読をもつて聽聞とすることができる。

第三條 議長は聽聞会終了後直ちに聽聞の経過について調書を作成しなければならない。

第四條 この規則に定めるものゝ外聽聞に關し必要な事項は知事が別に定める。

◇鳥取縣規則第三十三号
恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十一項及び第十二項に規定する恩給の改定に関する手続

第一條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号以下「改正法律」という。）附則第十一項及び第十二項の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給又は扶助料（以下「改定すべき恩給又は扶助料」という。）であつて鳥取縣知事が裁定するものゝ改定手続については、この規則の定めるところによる。

第二條 改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十六年六月一日前の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずしてこれを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

第三條 前條の新証書は、権利者の請求を待たずして調製して支給庁を経由して権利者に交付する。

第四條 第二條の新証書の交付を受けた権利者は、新証書受領届（別記様式）に従前の恩給証書を添附し、これらを支給庁を経由して鳥取縣知事に差し出すことを要する。

第五條 改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十六年六月一日以後改定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第六條 改定すべき恩給又は扶助料の証書であつて昭和二十六年六月一日前の日附のあるものは、昭和二十七年五月三十日限りその效力を失う。

第七條 改正法律附則第十一項及び第十二項に規定する恩給の改定に関する手続については、この規則に別段の定のない事項については、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）を準用する。

1、この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取縣知事	権利者 氏	名印
権利者 殿		
現住所		
昭和 年 月 日		
新証書受領届		
一 証書記号番号		
一 証書の日附		
一 恩給年額		

右の新証書の交付を受けたので、届け出る。